

○経済産業省告示第百六十二号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第二条第一項第一号の六、第一号の七及び第一号の八の規定に基づき、輸出貿易管理令第二条第一項第一号の六、第一号の七及び第一号の八に規定する経済産業大臣が告示で指定する者を次のとおり定め、令和五年十二月二十七日から施行する。

なお、令和四年経済産業省告示第四十六号（輸出貿易管理令第二条第一項第一号の六及び第一号の七に基づき経済産業大臣が指定する者）は、令和五年十二月二十六日限り、廃止する。

令和五年十二月二十日

経済産業大臣 齋藤 健

【最終改正】令和五年十二月二十日経済産業省告示第百六十二号

一 輸出貿易管理令第二条第一項第一号の六に規定する経済産業大臣が告示で指定する者は、輸出等に係る禁止措置の対象となるベラルーシの団体として外務大臣が定める者（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるベラルーシ共和国の団体を指定する件（令和四年外務省告示第百四号）で定めるものをいう。）とする。

二 輸出貿易管理令第二条第一項第一号の七に規定する経済産業大臣が告示で指定する者は、輸出等に係る

禁止措置の対象となるロシアの団体として外務大臣が定める者（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件（令和四年外務省告示第八十二号）で定めるものをいう。）とする。

三 輸出貿易管理令第二条第一項第一号の八に規定する経済産業大臣が告示で指定する者は、輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア及びベラルーシ以外の国の団体として外務大臣が定める者（ウクライナをめぐる国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国の団体を指定する件（令和五年外務省告示第四百四十七号）で定めるものをいう。）とする。

附 則

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 本則第一号に掲げる団体に係るもの 国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるベラルーシ共和国の団体を指定する件により指定された日から起算して七日を経過した日

二 本則第二号に掲げる団体に係るもの 国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件により指定された日から起算して七日を経過した日

三 本則第三号に掲げる団体に係るもの ウクライナをめぐる国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国の団体を指定する件により指定された日から起算して七日を経過した日又は令和五年十二月二十七日のいずれか遅い日